

別表第1（第3条、第5条、第6条関係）

		世帯階層区分	バリアフリー改造	簡易耐震診断
			助成率	助成額 上段：木造 下段：非木造
住宅改造 ・一般型	A	・生計中心者の前年分の所得金額が、6,000,000円以下の世帯	/	1,000円 2,000円
住宅改造 ・特別型	B	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）	3 / 3	3,150円 6,350円
	C	生計中心者が当該年度分市町村民税非課税の世帯	9 / 10	3,000円 6,000円
	D	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市町村民税均等割のみ課税の世帯	9 / 10	
	E	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市町村民税所得割及び均等割課税の世帯	2 / 3	2,000円 4,000円
	F	生計中心者が前年分所得税課税で当該所得税額が7万円以下の世帯。ただし、住宅改造・一般型の項で定める所得金額の額を超える場合を除く。	1 / 2	
	G	生計中心者が前年分所得税課税で当該所得税額が7万円を超える世帯。ただし、住宅改造・一般型の項で定める所得金額の額を超える場合を除く。	1 / 3	

（注1）所得金額とは、納税証明書などの所得金額をいう。ただし、所得税法上の譲渡所得、一時所得、雑所得、退職所得、山林所得の所得金額を含まないものとする。

（注2）所得税の額とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1)所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2)租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項

(3)租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

（注3）申請書が、1月から6月までの間に受理された場合にあつては、「前年分の所得税」とあるのは「前々年分の所得税」とし、申請書が4月から6月に受理された場合にあつては、「当該年度分の市町村民税」とあるのは「前年度分の市町村民税」とする。

（注4）生計中心者とは、原則として、所得税非課税世帯においては当該年度の市民税額が最も高い者をいい、所得税課税世帯においては前年の収入が最も高い者をいう。

別表第2（第4条関係）

助成対象工事

改造箇所	助 成 対 象 工 事	標準単価
浴室 洗面所	浴室出入り口の段差解消  (1)浴室床面のかさ上げ  (2)すのこの設置  開口幅確保のための間仕切り壁の改造  中折り戸・引き戸への取り替え  手すりの取り付け  浴室へのシャワーの取り付け  サーモスタット式混合栓、レバー式水栓等への取り替え  浴槽の取り替え  浴室への介助用電動吊具の取り付け（移動式を除く）  カウンター型洗面台への取り替え  ドアガラスのプラスチックガラス等への取り替え  非常用ブザーの取り付け  位置表示灯付照明スイッチ、ワイド型照明スイッチへの取り替え  段差解消のための洗面所の床の張り替え  段差解消のための洗面所の開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る）、引き戸の取り替え	52,000 円  23,000  88,000  90,000  45,000  250,000  40,000  88,000  —  152,000  24,000 (/㎡)  38,000  3,000  20,000 (/㎡)  30,000
便所	開口幅確保のための間仕切り壁の改造  段差解消のための床の張り替え  引き戸への取り替え  段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る）、引き戸の取り替え  手すりの取り付け  レバーハンドル錠等への取り替え  和便器の洋便器への取り替え  人感センサー機能付便座洗浄装置の取り付け  暖房便座用電源コンセントの設置  非常用ブザーの取り付け	75,000 円  25,000 (/㎡)  60,000  30,000  34,000  11,000  186,000  50,000  55,000  39,000

	人感センサー照明スイッチへの取り替え	15,000
	位置表示灯付照明スイッチ、ワイド型照明スイッチへの取り替え	3,000
	手洗いの人感センサー機能付水栓への取り替え	50,000
玄関	開口幅確保のための間仕切り壁の改造	150,000 円
	上がりかまちの段差解消のための式台の設置	20,000
	上がりかまちの足下灯の設置	44,000
	玄関から道路までの通路の段差解消（スロープ化または階段昇降機の取り付け）	—
	玄関から道路までの通路への足下灯の設置	55,000
	手すりの取付け（玄関内部の手すり）	23,000
	手すりの取付け（玄関外部から道路までの通路への手すり）	80,000
	レバーハンドル錠等への取り替え	12,000
	濡れても滑らない材料への取り替え	10,000 (/㎡)
	開き戸式の場合のドアクローザーの設置	15,000
	人感センサー照明スイッチへの取り替え	15,000
	位置表示灯付照明スイッチ、ワイド型照明スイッチへの取り替え	3,000
廊下	階段部への滑り止めの取り付け	21,000 円
階段	階段の蹴込み板の取り付け	50,000
	階段昇降機の取り付け（1階に高齢者等の居室を作れないときなどやむを得ない場合に限る）	—
	足元灯の設置	44,000
	三路スイッチの取り付け	22,000
	人感センサー照明スイッチへの取り替え	15,000
	位置表示灯付照明スイッチ、ワイド型照明スイッチへの取り替え	3,000
	手すりの取り付け	15,000 (/m)
	段差解消のための廊下の床の張り替え	15,000 (/㎡)
居室	出入口の段差解消	35,000
	段差解消のための床の張り替え	15,000 (/㎡)
	段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る）、引き戸の取り替え	30,000
	開き戸から引き戸又は折りたたみ戸への改造	65,000
	開口幅確保のための間仕切り壁の改造	56,000
	畳からフローリングへの床の張替え	14,000 (㎡)

	冷暖房用スリーブの設置	11,000
	冷暖房機用電源コンセントの設置	55,000
	位置表示灯付照明スイッチ、ワイド型照明スイッチへの取り替え	3,000
台所	段差解消のための床の張り替え	15,000 (/㎡)円
	段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る）、引き戸の取り替え	30,000
	流し台の改造	150,000
	レバー式水栓等への取り替え（混合式も可）	35,000
	レバーハンドル錠等への取り替え	11,000
	位置表示灯付照明スイッチ、ワイド型照明スイッチへの取り替え	3,000

(注) 上記部位のうち原則として2箇所の手すりの取り付け又は屋内の段差解消を行う場合に適用する。  
標準価格は、RC集合住宅における改造工事費用の概算額による。

別表第3（第4条関係）

増改築に係る助成対象工事

改造箇所	助成対象工事	助成対象限度額	
玄関	高齢者等のために行う対象部位の増改築にかかる工事	150,000 円/m <sup>2</sup> ×増改築部分面積	1,500,000 円
寝室	高齢者等のために行う対象部位の増改築にかかる工事		
浴室	高齢者等のために行う対象部位の増改築にかかる工事		
便所	高齢者等のために行う対象部位の増改築にかかる工事		
高齢者等のために行う寝室などへのミニキッチン取り付けに係る工事		300,000 円	

（注）上記部位のうち手すりの取り付け又は屋内の段差解消を行う場合に適用する。

標準価格は、RC集合住宅における改造工事費用の概算額による。

別表第4（第4条関係）

分譲共同住宅の共用部分の改造に係る助成対象工事

改造箇所	助 成 対 象 工 事	種 別	
		必 須	選 択
外部出入口等	傾斜路又はそれに類するものの設置 傾斜路を設置した場合の手すりの設置 開口幅の確保のための壁の改造 引き戸等への取り替え その他高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置	○ ○ ○ ○	○
床 面	ノンスリップ化	○	
廊 下 等	傾斜路又はそれに類するものの設置 傾斜路を設置した場合の手すりの設置 その他高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置	○ ○	○
階 段	手すりの設置 蹴込板及び滑り止めの設置 その他高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置	○ ○	○

（注）上記工事の技術的な基準は、原則として、福祉のまちづくり条例施行規則別表第3の基準によるものとする。

別表第5（第4条関係）

※施工費別途・人件費別途の記載のない物は、材工共の標準単価

1 工事費標準単価表【各箇所共通工事】

標準単価は消費税別

工事名称・項目	仕 様		標準単価(円)	単位
木製手すり (丸棒) ※施工費別途	標準型	L=4000 mm	11,800	
		L=1000 mm	3,100	
	ディンプル型	L=1000 mm	3,700	
	ブラケット・エンド	通しブラケット	1,200	1 個
		出隅用	1,300	1 個
		L型手すり用	1,600	1 個
		オフセット型	1,600	1 個
		エンドブラケット	1,200	1 個
		自在ブラケット	4,200	1 個
		遮断機型（キャッチャ共）	28,400	1 個
	ジョイント	直線用	800	1 個
		L型コーナー	800	1 個
		T型手すり用	1,000	1 個
角度自在型		2,800	1 個	
手すり下地 ※施工費別途	補強材 110 mm幅	L=1000 mm	3,200	
建具入替・改修	開き戸からの変更	引戸	73,300	1 セット
		吊戸	84,600	1 セット
		アコーディオン式建具	32,000	1 セット
建具改修	建具引き手	彫り込み引き手	2,000	1 セット
		大型バー引き手	5,200	1 セット
	建具レバーハンドル化	錠あり	11,900	1 セット
		錠なし	6,200	1 セット
	ガラス入替	アクリル板 2.0 mm（3尺×6尺）	18,900	1 セット
	戸車・建具レール取付	L=1.0 間	7,400	1 セット
	建具反転取付	丁番 2 個 1 組	5,400	1 セット
敷居用 段差解消スロープ	段差 22 mm以下	4,600	1 本	
	段差 23 mm～33 mm	6,200	1 本	

	段差 34 mm以上	8,700	1 本
床段差解消 (床材変更を含む)	床嵩上 高さ 30 mm未満	8,400	1 m <sup>2</sup>
	床嵩上 高さ 30 mm以上	12,700	1 m <sup>2</sup>
	畳撤去・処分	1,500	1 枚
	玄関框 L=2000 mm	17,000	1 本
床材変更のみ	車椅子用	6,800	1 m <sup>2</sup>
敷居撤去	半間敷居 (床・建具補修含む)	17,300	1 本

## 2 工事費標準単価表【浴室・洗面所部分工事】

標準単価は消費税別

※ユニットバス化の場合も同等とみなし、項目毎に計上

工事名称・項目	仕 様	標準単価(円)	単位
浴槽入れ替え (戸建住宅)	1100 サイズ以下	151,700	1 セット
	1200 サイズ以上	169,000	1 セット
床段差解消 (床材変更含む)	浴室床用防滑タイル 150 mm角	浴槽交換と同時施工 93,700	1 m <sup>2</sup>
		浴槽交換なし 63,900	1 セット
	グレーチング・排水溝 (開口 1200 mm用)	52,000	1 セット
床材変更のみ	浴室床用防滑タイル 150 mm角、シート防水工法	61,000	1 セット
建具(開き戸) の変更	引戸 (鋼製サッシ)	133,400	1 セット
	折戸 (在来工法)	85,900	1 セット
	折戸 (カバー工法)	61,500	1 セット
樹脂被覆手すり ※施工費別途	I 型 600 mm	8,100	1 セット
	I 型 700 mm	8,400	1 セット
	I 型 800 mm	8,800	1 セット
	I 型 1200 mm	13,600	1 セット
	L 型 400 mm×600 mm	13,600	1 セット
	L 型 600 mm×600 mm	14,400	1 セット
	L 型 600 mm×800 mm	15,300	1 セット
	オフセット I 型 400 mm	8,800	1 セット
	オフセット I 型 600 mm	9,400	1 セット
	スライドバー	12,800	1 セット
レバー水栓化	レバー式混合水栓の取替	33,400	1 個
洗面台設置	車椅子用洗面台の設置	14,900	1 台



3 工事費標準単価表【便所部分工事】

標準単価は消費税別

工事名称・項目	仕 様		標準単価(円)	単位
洋式便器への 入れ替え	洋式水洗便器	洗浄機能付・手洗いあり	182,100	1セット
		洗浄機能付・手洗いなし	178,500	1セット
	後付け洗浄機能付便座		53,900	1セット
床段差解消	タイル研りを伴う工事	便器交換と同時施工	61,900	1セット
		便器交換なし	74,500	1セット
	木工事のみ（大きな段差の木質系下地）		58,100	1セット
床材変更	クッションフロア仕上げ		55,100	1 m <sup>2</sup>
手すり ※施工費別途	木製棚手すり		15,000	1セット
	可動式アームレスト		58,000	1セット
	※ その他、樹脂被覆手すりは浴室に準じる			
手洗器設置	隅付き型		27,300	1セット
	壁埋め込み型		29,700	1セット
レバー水栓化	独立手洗器のレバー水栓化		12,000	1 個

4 工事費標準単価表【玄関部分、階段部分、台所部分工事】

標準単価は消費税別

工事名称・項目	仕 様		標準単価(円)	単位	
段割り踏台	1 段		18,000	1セット	
	2 段		24,000	1セット	
	3 段		30,000	1セット	
上がり框用手すり	自立型		19,000	1セット	
玄関外部手すり	壁付 ※施工費別途	ステンレス棒 Φ35 L=1.0m	4,400	1 本	
		ブラケット	2,900	1 個	
		通しブラケット	3,100	1 個	
	自立型	支柱 2 本・段差なし		5,600	材工共
		支柱 2 本・段差あり		6,500	材工共
		支柱 3 本・段差あり		7,400	材工共
	組立型	ステンレス棒 Φ35 L=1.0m 1 本		4,400	材工共
		支柱 H≒1.0m 1 本		5,800	材工共
		エンドエルボ 1 か所		2,200	材工共
		柱上部受座 1 個		3,100	材工共

玄関外部手すり	組立型	支柱式自在ジョイント 1 個	5,700	材工共
		基礎（コアー・埋込カバー） 1 か所	5,900	材工共
屋外の床材変更	土間コンクリート・モルタル刷毛引仕上 ※人件費別途		11,800	1 m <sup>2</sup>
階段・滑り止め	1 セット 1 4 本		5,300	1 セット
レバー水栓化	台所用シングルレバー水栓		12,000	1 セット

5 工事費標準単価【人件費】

標準単価は消費税別

《所定労働時間内 8 時間あたりの単価》

公共工事設計労務単価【兵庫県】に 2,000 円を加算した額

※2,000 円は、道具の減価償却・自己負担釘金物代・交通費等諸経費として

別表第6（第6条関係）3

住宅改造・一般型及び共同住宅（分譲）共用型に係る助成額

助成対象工事費	助成額
75千円以上から150千円未満	40千円
150千円以上から300千円未満	75千円
300千円以上から600千円未満	150千円
600千円以上から900千円未満	250千円
900千円以上	300千円

住宅改造費助成申請書

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者（同居の生計中心者）

住所 姫路市

氏名（自署）

※「自署」に代えて「記名・実印押印」又は「記名・身分証写し添付」でも可

電話

姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第7条の2の規定により、次のとおり申請します。  
この申請の審査に際し、私を含む世帯員等は、姫路市が介護保険情報、身体障害者手帳に関する情報、税務情報による所得・資産税情報等の調査又は改造する住宅の簡易耐震診断推進事業に係る情報の照会を行うことを承諾します。

型	1 一般型	2 増改築
高齢者等	住所	姫路市
	氏名	年 月 日生
	要介護認定	(有・無) 要介護状態区分
	身体障害者手帳	(有・無) 級〔障害名〕
	療育手帳	(有・無) 判定
	※ 市外に居住しているとき、同居予定日	年 月 日
改造箇所等 内容	<input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> その他 (注) 共同住宅にあつては、専用部分のみが対象です。 <u>工事内容</u>	
住宅の種別	建築年月 ( 年 月 ) <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 公営住宅 ※昭和56年5月以前に建築された住宅については、原則として耐震診断が必要です。	
※高齢者等または同居者が申請年（申請月が1～6月の場合にあつては申請年の前年）の1月1日現在、姫路市に住民登録がない場合は、個人番号の記入等が必要です。（裏面）		
申請者を含む 同居者全員	氏名	氏名
	氏名	氏名
	氏名	氏名
住宅所有者 氏名		

## 【個人番号記入欄】

※申請年（または申請年の前年）の1月1日現在、姫路市に住民登録がない場合

申請者及び同居の世帯員

氏名	個人番号

様式第1号の2（第7条の2関係）

住宅改造費助成申請書[共同住宅(分譲)共用型]

年 月 日

(宛先) 姫路市長

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
(管理組合の代表者)

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第7条の2の規定により、次のとおり申請します。

対象 管理 組合	建物名称	フリガナ		
	建物所在地			
	住宅戸数	戸	建築年月日	年 月 日 (建築確認済証の交付日)
工事概要	改造工事箇所	<input type="checkbox"/> 外部出入口等 <input type="checkbox"/> 床面 <input type="checkbox"/> 廊下等 <input type="checkbox"/> 階段  <p style="text-align: right;">*裏面工事計画書に詳細記入のこと</p>		
添付書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築確認済証の写し</li> <li>・平面図等</li> <li>・管理組合の法人登記簿の写し（規約又は改造についての集会の議事録の写しでも可）</li> </ul>				

共同住宅共用型改造等工事計画書

改造箇所	助成対象工事	種別			改造箇所等
		必須	選択	実施	今回工事をする内容を具体的に記入してください
外部出入口等	傾斜路又はそれに類するものの設置	<input type="radio"/>			
	傾斜路を設置した場合の手すりの設置	<input type="radio"/>			
	開口幅確保のための壁の改造	<input type="radio"/>			
	引き戸等への取り替え	<input type="radio"/>			
	その他、高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置		<input type="radio"/>		
床 面	ノンスリップ化	<input type="radio"/>			
廊下等	傾斜路又はそれに類するものの設置	<input type="radio"/>			
	傾斜路を設置した場合の手すりの設置	<input type="radio"/>			
	その他、高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置		<input type="radio"/>		
階 段	手すりの設置	<input type="radio"/>			
	蹴込板及び滑り止めの設置	<input type="radio"/>			
	その他、高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置		<input type="radio"/>		

(注) 上記工事の技術的な基準は、原則として、福祉のまちづくり条例施行規則別表第3の基準によるものとする。





## (1) 住宅改造

別紙1

No.	工事対象箇所	工事内容			工事見積額
		内容	数量	単価	
浴室 洗面所	1	浴室出入口の段差解消			
	2	開口幅の確保のための間仕切り壁の改造（幅65cm未満を65cm以上に）			
	3	中折り戸・引き戸への取り替え			
	4	手すりの取り付け			
	5	浴室へのシャワーの取り付け			
	6	サーモスタット式混合栓、レバー式水栓等への取り替え			
	7	浴槽の取り替え			
	8	浴室への介助用電動吊具の取り付け（移動式を除く）			
	9	カウンター型洗面台への取り替え			
	10	ドアガラスのプラスチックガラス等への取り替え			
	11	非常用ブザーの取り付け			
	12	位置表示灯付照明スイッチ、ワイド型照明スイッチへの取り替え			
	13	段差解消のための洗面所の床の張り替え			
	14	段差解消のための洗面所の開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る）、引き戸の取り替え			
	小計				

※ユニットバスを適用する場合は、別紙6の「ユニットバスの取扱い要件」を参照してください。

No.	工事対象箇所	工事内容			工事見積額
		内容	数量	単価	
15	開口幅確保のための間仕切り壁の改造				
16	段差解消のための床の張り替え				
17	引き戸への取り替え				
18	段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る）、引き戸の取り替え				
19	手すりの取り付け				
20	レバーハンドル錠等への取り替え				
21	和便器の洋便器への取り替え				
22	人感センサー機能付便座洗浄装置の取り付け				
23	暖房便座用電源コンセントの設置				
24	非常用ブザーの取り付け				
25	人感センサー照明スイッチへの取り替え				
26	位置表示灯付照明スイッチ、ワイド型照明スイッチへの取り替え				
27	手洗いの人感センサー機能付水栓への取り替え				
	小計				

No.	工事対象箇所	工事内容			工事見積額
		数量	単位	単価	
28	開口幅確保のための間仕切り壁の改造				
29	上がり框の段差解消のための式台の設置				
30	上がり框の足下灯の設置				
玄	31 玄関から道路までの通路の段差解消（スロープ化または階段昇降機の取り付け）				
	32 玄関から道路までの通路への足下灯の設置				
関	33 手すりの取付け（玄関内部）				
	34 手すりの取付け（玄関外部から道路までの通路への手すり）				
	35 レバーハンドル錠等への取り替え				
	36 濡れても滑らない材料への取り替え				
	37 開き戸式の場合のドアクローザーの設置				
	38 人感センサー照明スイッチへの取り替え				
	39 位置表示灯付照明スイッチ、ワイド型照明スイッチへの取り替え				
	小 計				

No.	工事対象箇所	工事内容			工事見積額	
		内容	数量	単位		単価
廊 下 ・ 階 段	40	階段部への滑り止めの取り付け				
	41	階段の蹴込み板の取り付け				
	42	階段昇降機の取り付け（1階に高齢者等の居室を作れないときなどやむを得ない場合に限り）				
	43	足下灯の設置				
	44	三路スイッチの取り付け				
	45	人感センサー照明スイッチへの取り替え				
	46	位置表示灯付照明スイッチ、ワイド型照明スイッチへの取り替え				
	47	手すりの取り付け				
	48	段差解消のための廊下の床の張り替え				
	小計					

No.	工事対象箇所	工事内容			工事見積額
		内容	数量	単位 単価	
49	出入口の段差解消				
50	段差解消のための床の張り替え				
51	段差解消のため開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る）、引き戸の取り替え				
52	開き戸から引き戸又は折りたたみ戸への改造				
53	開口部確保のための間仕切り壁の改造（有効幅80cm以上が望ましい）				
54	畳からフローリングへの床の張り替え				
55	冷暖房用スリーブの設置				
56	冷暖房用電源コンセントの設置				
57	位置表示灯付照明スイッチ、ワイド型照明スイッチへの取り替え				
	小計				

No.	工事対象箇所	工事内容			工事見積額
		内容	数量	単位 単価	
台 所	58	段差解消のための床の張り替え			
	59	段差解消のため開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る）、引き戸の取り替え			
	60	流し台の改造			
	61	レバー式水栓等への取り替え（混合式も可）			
	62	レバーハンドル錠等への取り替え			
	63	位置表示灯付照明スイッチ、ワイド型照明スイッチへの取り替え			
	小計				

## 「ユニットバスの取扱要件」

従来の浴室をユニットバスに取り替える場合、下記の条件に該当するかご確認ください。

- 浴室出入口がグレーチング等により段差解消されていること。
- 浴室出入口が65cm以上確保されていること。
- 中折戸あるいは引き戸であること。
- 浴槽及び洗い場に手すりが設置されていること。
- 洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さは35～45cmであること。
- サーモスタット式混合栓、レバー式水栓であること。

## 【(2) 増改築】

No.	工事対象箇所	工事内容			工事見積額
		内容	数量	単価	
増 改 築	A	玄関			
	B	寝室			
	C	浴室			
	D	便所			
	E	ミニキッチン			
		小計			

※( 増改築工事の限度額算定 )

$$15万円 \times ( \quad ) \text{ m}^2 \text{ (増築面積)} + ( \quad ) \text{ 円 (ミニキッチン、上限30万円)}$$

$$= ( \quad ) \text{ 円} \dots (a)$$

(a)  $\geq 150$ 万円の場合… 限度額=150万円  
(a)  $< 150$ 万円の場合… 限度額=(a)





様式第2号の2 (第7条の2関係)

工 事 承 諾 書

- 1 当事者の氏名 賃貸人(甲) \_\_\_\_\_  
賃借人(乙) \_\_\_\_\_
- 2 対象物件 (1)所在地 \_\_\_\_\_  
(2)名 称 \_\_\_\_\_  
(3)種別・構造 \_\_\_\_\_

甲は、乙が現在居住している上記物件について、姫路市高齢者等住宅改造費助成事業による助成を受けて、住宅改造工事を行うことを承諾します。

また、上記工事施工中及び施工後に甲乙の間に問題が生じたときは、甲乙共に誠意をもって解決するものとし、姫路市に一切の責任を問いません。

(宛先) 姫路市長

年 月 日

甲(賃貸人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名(自署) \_\_\_\_\_

※「自署」に代えて「記名・実印押印」又は「記名・身分証写し添付」でも可

乙(賃借人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名(自署) \_\_\_\_\_

※「自署」に代えて「記名・実印押印」又は「記名・身分証写し添付」でも可

様式第3号（第7条の3関係）

住宅改造費助成申請書

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者（助成の対象となる高齢者等）

住所 姫路市

氏名（自署）

※「自署」に代えて「記名・実印押印」又は「記名・身分証写し添付」でも可

電話

姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第7条の3の規定により、次のとおり申請します。

この申請の審査に際し、私を含む世帯員等は、姫路市が介護保険情報、身体障害者手帳に関する情報、税務情報による所得・資産税情報等の調査又は改造する住宅の簡易耐震診断推進事業に係る情報の照会を行うことを承諾します。

型	1 特別型	2 増改築
高齢者等	住所	姫路市
	氏名	年 月 日生
	要介護認定	(有・無) 要介護状態区分
	身体障害者手帳	(有・無) 級〔障害名〕
	療育手帳	(有・無) 判定
	※ 市外に居住しているとき、同居予定日	年 月 日
改造内容	<input type="checkbox"/> 住宅をどのように改造したらいいのかわからない。 <input type="checkbox"/> 住宅を改造する工事内容を決めている。	
住宅の種別	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 公営住宅	
住宅の建築年月	<input type="checkbox"/> 昭和56年6月以降 <input type="checkbox"/> 昭和56年5月以前 ⇒	耐震診断 <input type="checkbox"/> 申請：済(申請日 月 日)・予定 <input type="checkbox"/> 対象外(理由： )
※ 住宅をどのように改造したらいいのかわからない場合は、リフォームヘルパーの訪問の後に住宅現況図、住宅改造計画図、工事費見積書、工事前写真を提出してください。 住宅を改造する工事内容を決めている場合は、申請書提出時に、住宅現況図、住宅改造計画図、工事費見積書、工事前写真を提出してください。 ※ 高齢者等又は同居者が申請年（申請月が1～6月の場合にあつては申請年の前年）の1月1日現在、姫路市に住民登録がない場合は、個人番号の記入等が必要です。（裏面）		
申請者を含む同居者全員	氏名	氏名
	氏名	氏名
	氏名	氏名
住宅所有者 氏名		

## 【個人番号記入欄】

※申請年（または申請年の前年）の1月1日現在、姫路市に住民登録がない場合

申請者及び同居の世帯員

氏 名	個 人 番 号

住宅改造費助成工事内容通知書

様

姫路市長

次の工事は、住宅改造費助成対象工事と認めます。

工事対象箇所	工 事 内 容
<input type="checkbox"/> 浴 室	
<input type="checkbox"/> 洗面所	
<input type="checkbox"/> 便 所	
<input type="checkbox"/> 玄 関	
<input type="checkbox"/> 廊 下	
<input type="checkbox"/> 階 段	
<input type="checkbox"/> 居 室	
<input type="checkbox"/> 台 所	
<input type="checkbox"/> その他 (            )	

様式第4号の2（第8条関係）

住宅改造費助成工事内容通知書

年 月 日

様

姫路市長

次の工事は、住宅改造費助成対象工事と認めます。

工事対象箇所	工 事 内 容	
	共同住宅（分譲）共用型	
<input type="checkbox"/> 外部出入口等		
<input type="checkbox"/> 床 面		
<input type="checkbox"/> 廊下等		
<input type="checkbox"/> 階 段		

注 工事は必ず助成決定のあった年度の2月末日までに完了するよう計画の上、施工してください。

年 月 日

住宅改造費助成決定（可・否）通知書

様

姫路市長

年 月 日付けで申請のあった住宅改造費の助成について、姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第8条の規定により、下記のとおり決定します。

<input type="checkbox"/> 助成します。	<p>1. 改造箇所 住宅改造費助成工事内容通知書のとおり</p> <p><input type="checkbox"/>居室 <input type="checkbox"/>台所 <input type="checkbox"/>浴室 <input type="checkbox"/>洗面所 <input type="checkbox"/>便所 <input type="checkbox"/>玄関  <input type="checkbox"/>廊下 <input type="checkbox"/>階段 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p> <p>2. 改造費助成決定額 円</p> <p>(内訳) 住宅改造・特別型 円          住宅改造・一般型 円          増改築型 円          耐震診断 円</p>
<p>条件 1 工事は、<u>    </u>年 <u>    </u>月 <u>    </u>日までに完了してください。</p> <p>2 対象改造箇所の工事の一部を実施しない場合又は対象改造箇所の工事に要した実支出額が助成決定に係る工事費見積額に満たない場合は、助成金額が変更されることがあります。</p> <p>3 対象改造箇所の工事の全部を実施しない場合又は住宅改造・一般型において原則として2箇所の手すりの取り付けまたは屋内の段差解消がなされない場合は、助成は取り消されます。</p> <p>4 耐震診断が必要な住宅は、原則として耐震診断を受ける必要があります。</p>	

<input type="checkbox"/> 却下します。	理由
---------------------------------	----

様式第5号の2（第8条関係）

年 月 日

住宅改造費助成決定（可・否）通知書

様

姫路市長

年 月 日付けで申請のあった住宅改造費の助成について、姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第8条の規定により、下記のとおり決定します。

<input type="checkbox"/> 助成します。	<p>1. 改造箇所 住宅改造費助成工事内容通知書のとおり</p> <p><input type="checkbox"/>外部出入口等    <input type="checkbox"/>床面    <input type="checkbox"/>廊下等    <input type="checkbox"/>階段</p> <p>2. 改造費助成決定額 _____ 円</p>
<p>条件 1 工事は、____年 ____月 ____日までに完了してください。</p> <p>2 対象改造箇所の工事の一部を実施しない場合又は対象改造箇所の工事に要した実支出額が助成決定に係る工事費見積額に満たない場合は、助成金額が変更されることがあります。</p> <p>3 対象改造箇所の工事の全部を実施しない場合又は（県）福祉のまちづくり条例施行規則別表第3の基準に反する場合は、助成は取り消されます。</p>	
<input type="checkbox"/> 却下します。	理由

様式第5号の3（第8条関係）

住宅改造費助成工事内容通知書

年 月 日

様

姫路市長

次の工事は、住宅改造費助成対象工事と認めます。

工事対象箇所	工 事 内 容	
	特 別 型 ・ 増 改 築	
	市助成制度対象工事	介護保険該当工事
<input type="checkbox"/> 居 室		
<input type="checkbox"/> 台 所		
<input type="checkbox"/> 浴 室		
<input type="checkbox"/> 洗面所		
<input type="checkbox"/> 便 所		
<input type="checkbox"/> 玄 関		
<input type="checkbox"/> 廊 下		
<input type="checkbox"/> 階 段		
<input type="checkbox"/> その他 ( )		

ただし、介護保険制度等の住宅改修費の支給対象になる工事は、当該制度を優先して利用するものとする。



住宅改造費助成工事内容通知書

年 月 日

様

姫路市長

(障害福祉課)

次の工事は、住宅改造費助成対象工事と認めます。

工事対象箇所	工 事 内 容	
	特別型	増改築
	高齢者等住宅改造費助成制度対象工事	日常生活用具給付対象工事
<input type="checkbox"/> 居室		
<input type="checkbox"/> 台所		
<input type="checkbox"/> 浴室		
<input type="checkbox"/> 洗面所		
<input type="checkbox"/> 便所		
<input type="checkbox"/> 玄関		
<input type="checkbox"/> 廊下		
<input type="checkbox"/> 階段		
<input type="checkbox"/> その他 ( )		

様式第6号（第9条関係）

住宅改造工事完了届書

年 月 日

（宛先）姫路市長

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

工事完了年月日		年	月	日
改造費助成決定額	円	改造費実支出額		円
（内訳）		（内訳）		
特別型	円	特別型		円
一般型	円	一般型		円
増改築	円	増改築		円
耐震診断	円	耐震診断		円
改造箇所 <input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
添付書類	1 工事請負契約書 2 工事費請求書（施工業者が作成したもの） 3 耐震診断報告書の写し（耐震診断が必要な場合のみ）			

工事完了後は、速やかに完了届書を提出してください。

様式第6号の2（第9条関係）

住宅改造工事完了届書

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
（管理組合の代表者）

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

（建物名称 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_）

姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

工事完了年月日		年	月	日
改造費助成決定額		改造費実支出額		
_____円		_____円		
〔内訳〕		〔内訳〕		
共同住宅（分譲）共用型		共同住宅（分譲）共用型		
_____円		_____円		
改造箇所	<input type="checkbox"/> 外部出入口等	<input type="checkbox"/> 床面	<input type="checkbox"/> 廊下等	<input type="checkbox"/> 階段
添付書類	1 工事請負契約書 2 工事費請求書（施工業者が作成したもの）			

工事完了後は、速やかに完了届書を提出してください。

様式第7号（第11条関係）

住宅改造費助成金請求書

年 月 日

（宛先）姫路市長

請求者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

助成金交付決定通知額	円	助成金請求額	円
（内訳）		（内訳）	
特別型	円	特別型	円
一般型	円	一般型	円
増改築	円	増改築	円
耐震診断	円	耐震診断	円
添付書類	1 住宅改造費助成決定通知書の写し 2 住宅改造費助成決定変更通知を受けたときは、その通知書の写し		

様式第7号の2 (第11条関係)

住宅改造費助成金請求書

年 月 日

(宛先) 姫路市長

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
 (管理組合の代表者) 管理組合名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_  
※押印を省略する場合は、( )内の請求書発行責任者・請求担当者名等を記載ください。  
 代表者・責任者・担当者が同一の場合も記載が必要です。

電話 \_\_\_\_\_

請求書発行責任者 氏名	電話	-
請求担当者 氏名	電話	-

姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

建物名称			
所在地			
助成金交付決定通知額	助成金請求額		
_____ 円	_____ 円		
[内訳]	[内訳]		
共同住宅(分譲)共用型	共同住宅(分譲)共用型		
_____ 円	_____ 円		
添付書類	1 住宅改造費助成決定通知書の写し 2 住宅改造費助成決定変更通知を受けたときは、その通知書の写し		

様式第8号（第10条・第12条関係）

住宅改造費助成決定（変更・取消）通知書

年 月 日

様

姫路市長

年 月 日付で助成を決定した住宅改造費助成金について、姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第10条・第12条の規定により、下記のとおり決定（変更・取消）しましたので通知します。

<input type="checkbox"/> 変更します	変更内容  変更理由
--------------------------------	------------------

<input type="checkbox"/> 取消します	取消理由
--------------------------------	------

住宅改造費助成金返還命令書

年 月 日

様

姫路市長

姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第13条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

返還すべき金額  円	助成金既交付額  円
返還理由	
返還期限  年 月 日 限り	
返還方法	